

1. 打切補償の初判断

最高裁第2小法廷が労災の療養中であっても補償金を支払えば解雇できるという初判断を示しました。労働基準法(以下、労基法)では、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間とその後30日間は解雇できず(解雇制限、19条)、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合に、使用者は必要な療養をする、または必要な療養の費用を負担しなければなりません(療養補償、75条)、療養補償を受ける労働者が療養開始後3年間を経過しても治らない場合は、平均賃金の1200日分を支払うことによって、その後は労基法の規定による補償はおこなわなくてよい(打切補償、81条)、と定められています。打切補償を支払った場合には、解雇制限中の労働者を解雇できるというものです。

この事案は、業務上の疾病により休業し労災保険法(以下、労災法)の療養補償給付、休業補償給付を受けている人が、使用者から打切補償として平均賃金の1200日分相当額の支払を受けた上でされた解雇について、使用者の療養補償を受ける労働者に該当しないので解雇は無効であると主張したものです。原審の東京高裁は、打切補償に労災法の療養補償給付と休業補償給付を受けている労働者についてはなにも触れていないことから、療養補償を受ける労働者に該当すると解するのが困難だとし、解雇は無効と判断しました。

これに対して最高裁は、労災法の保険給付が労基法に定める使用者の災害補償の内容に対応し、保険給付がおこなわれる場合には使用者は災害補償の義務を免れると労基法に規定されていることから、保険給付は労基法での災害補償に代わるもので、使用者自らの負担により災害補償がおこなわれる場合と労災保険の保険給付がおこなわれる場合とで取り扱いを異にすべきではなく、打切補償をして解雇制限の除外の適用を求めることができると判断しました。今後はこの判断が判例になるのでしょうか。



2. 厚生労働省「パワーハラスメント対策導入マニュアル」を公開

厚生労働省は、企業内でパワーハラスメント対策に取り組む際の参考となる「パワーハラスメント対策導入マニュアル」を初めて作成しました。マニュアルは同省のホームページでダウンロードできるほか、都道府県労働局や労働基準監督署、労使団体など、全国で5万部が配布されるとのことです。また、同省では7月からこのマニュアルを活用した「パワーハラスメント対策支援セミナー」を全国約70カ所で無料開催します。

2012年度に実施された「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」によると、80%以上の企業が「職場のパワハラ対策は経営上の重要な課題」と考えているものの、「予防・解決の取組み」を行っている企業は全体の45.4%、特に従業員数100人未満の企業では18.2%に留まっていることから、従業員規模が小さい企業ほど、対策が進んでいないことがわかります。

マニュアルは、職場のパワハラを予防・解決するために、(1)トップのメッセージ、(2)ルールを決める、(3)実態を把握する、(4)教育する、(5)周知する、(6)相談や解決の場を提供する、(7)再発を防止する、の7項目が掲げられています。これら(1)~(7)の実施を20社の企業が行い、そのフィードバックを参考にポイントや規定例等を盛り込み、解説しています。

職場のパワーハラスメントは、近年、労働局や監督署等への相談が増え続けています。また、ひどい嫌がらせ等を理由とする精神障害等での労災保険の支給決定件数が増加しているなど、社会的な問題として表面化しています。これらの問題を放置した場合には貴重人材を失うばかりでなく、企業側が裁判で責任を問われることもあります。こうした悪い影響や損失を回避するためにも、本マニュアルを活用してパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組みを行うべきでしょう。

● 編集後記 ●

最近、たまたまBBQの予定が重なったのですが、いずれも手ぶらで気軽に行けるものでした。最近のBBQって、すごく合理的なものがあるんですね。ショッピングモールの屋上で、フリードリンク。焼き物も事前に予約すれば、切ったものを準備されています(持ち込みもOK!)。BBQはどうしても事前の準備や片付けが大変なイメージで、BBQ大臣が必要なんですが、これだと気軽に行けて楽しめますね。リーズナブルだし、皆様も機会があれば、いかがですか。おすすめはお台場。景色がよかったですよ。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)